

大洲市立平野中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(4) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(5) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせることにもなる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）のほか、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 学校経営の充実

本校では、「互いに尊重し合い、みがき合う生徒」、「勉学に努め、正しく判断できる生徒」、「進んで仕事に励み、汗を流す生徒」の育成を通して、学校の教育目標である『ふるさと平野を愛し、誇りを持ち、地域に貢献できる子どもの育成』を目指している。具体的な取組として、小中一貫教育の推進、家庭・地域との連携・協働、いじめや差別のない笑顔あふれる学級・学校づくり、基礎的学習内容の定着等を掲げている。特に経営の重点と努力事項の中で、いじめに対しては、生徒一人一人が存在感や成就感を体感できる教育の展開、報告・連絡・相談を徹底して全教職員が組織的に対応すること、児童生徒をまもり育てる協議会を核に、家庭・地域社会・関係諸機関と一体となって対応することを明確にして、日々努力していく。

(2) 人権・同和教育の充実

人権・同和教育を進める中で、日常生活におけるいじめを含めた不合理や矛盾や差別に気付く、問題を解決しようとする意欲と実践力を身に付けさせなければならない。これらは生徒の生活基盤である学級や生徒会、部活動などを中心とした生徒の関わり合いの中で主に行われるため、普段から生徒同士が励まし合い、支え合い、認め合う仲間づくりの場を計画的に設定する。また、生徒の行動や心の動きをより多くの大人の目で見守ることができるよう、PTAや地域との連携の中でいじめにつながる情報収集を呼び掛け、未然防止や初期対応に努める。

(3) 道徳教育の充実

道徳のねらいは、自分と他人との関わり方と人間としての生き方を学ぶことである。日常生活における生徒の発達・実態を把握しながら、内面的な自覚を深め、心を揺さぶる資料の選択や開発に努め、豊かな心を持つ生徒を育成する。教室など教育環境を整備する一方、『愛』ある愛媛の道徳等の資料も有効に活用し、指導の重点としている「友情を尊ぶ心」「自他の生命を尊重する心」を育てることにより、いじめの防止に努める。

(4) 体験活動の充実

個々の生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むための体験活動の場や機会を設定する。本校では1年生は自然体験や地域学習、2年生は職場体験や学校田での米作り体験、3年生は修学旅行と福祉体験活動、地域サロンとの交流を主な体験活動としている。それぞれの活動での他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの大切さや喜びに気付いていくため、互いに関わり、絆づくりを進めていくための場をとらえて、これらの活動を進めていく。

(5) 生徒の主体的な活動（生徒会活動）

生徒会活動では、人権委員会が中心となって終わりの会の放送を活用し、全校生徒で「平野中人権宣言」を唱和する。「思いやりと勇気を持ち、いじめや差別をなくそう」、「自分から積極的に声をかけよう」、「自分からあいさつしよう」を柱にしている。また、1月には、平野小学校、地域（公民館）と共同で人権集会を開催し、人権標語の作成・発表等を通して、地域全体で人権に対する意識を高めている。

(6) 分かる授業づくり

学力に対する不安や自信のなさ、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしやからかいなどは生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。それが更なる不安を生み出す悪循環になるばかりか、生徒指導上の問題に発展する可能性は非常に高い。授業改善や分かる授業づくりを進めることは、全ての生徒が授業に参加・活躍し、自己存在感や分かる喜びを高めることにつながる。

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

学級活動、生徒会活動、学校行事等を通して、心身の調和的な発達と集団の一員としての自覚や連帯感を育てるための活動を計画・推進する。その際、教職員は活動の流れを把握した上で、生徒が中心となって主体的に活動を進められるよう工夫し、自己肯定感や自己有用感を生徒が実感できるように指導する。

(8) 相談体制の整備（教育相談の充実、スクールカウンセラー等の活用）

定期テストの期間中に教育相談日を設定し、生徒から希望を募る。また、それと並行して教師の指名による相談活動も実施する。なお、緊急を要する事案については、全教職員で迅速に対応する。さらに、スクールカウンセラーと全校生徒が最低1回は相談できる場を設け、生徒指導主事や学級担任と連絡を密にしながら、相談活動を進める。

(9) インターネット上のいじめに対する対策

現代社会で大きな役割を果たすインターネットに関して、児童生徒が受ける被害は年々多様化・深刻化している。学校はネット社会の現状や関連法案を十分に把握する一方で、子どもたちや保護者に対してその利便性と危険性を伝え、啓発することが大切である。情報モラル教育を充実させ、書き込みや写真を含んだ個人情報の掲載や仲間はずれ、デマや誤った情報をSNSで拡散するなど、いじめにつながる行動を起こさせない指導を継続的に進めていく。

また、生徒や保護者を対象に、県総合教育センターや警察、電話会社等の講師を招き、講演会等を開催して、啓発活動を行う。

(10) 発達障がい等への共通理解

体育大会等やブロックマッチ等の学校行事の中で様々な学習活動を共に行い、助け合いや励まし合いを通して、障がいや困難をもつ生徒への理解を深め、共に生きていこうとする態度を育てる。職員は生徒同士が有意義なふれあいや理解が進められるよう指導し、思いやりや協力の心を育てていく。

(11) 校内研修の充実

教職員の不適切な言動や差別的な態度や言動は、生徒を傷つけ、他の生徒によるいじめを助長する場合がある。また「いじめられる側にも問題がある」といった認識や言動は、いじめる側の生徒や、周りで見えていたりはやし立てたりする傍観者的な生徒を容認することになりかねない。研修の一つとして、互いの授業を見合う、見せ合うことは職員の意識や技能を高めることにつながる。時計を見て着席する習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導などを学校全体で揃えることで、集団における規範意識を高めることになる。普段の地道な取組を通して、いじめや問題行動を起こさない落ち着いた学校づくりに努める。

(12) 保護者への啓発

人権・同和教育参観日や講演会への参加で生徒の様子を見てもらったり、啓発活動を行ったりすることで地域や保護者の意識を高めるよう努める。また、人権集会では標語づくりや標語発表を保護者に依頼し、大人の思いを子どもたちに伝える場とする。

また、学級通信、学校だより、HP等を利用して校内の出来事や情報を伝え、学校とのつながりを密にして、保護者が生徒や学校の様子に関心をもつように努める。

(13) 学校及び関係諸機関等との連携協力体制の整備

校区内の平野小学校や平野地区児童生徒をまもり育てる協議会をはじめ、大洲市中学校生徒指導連絡協議会、大洲市学校警察補導連絡協議会、喜多地区中学校・高校生徒指導連絡協議会等において、市内の小・中・高と警察等の関係諸機関で作られた情報交換体制を活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応を図る。

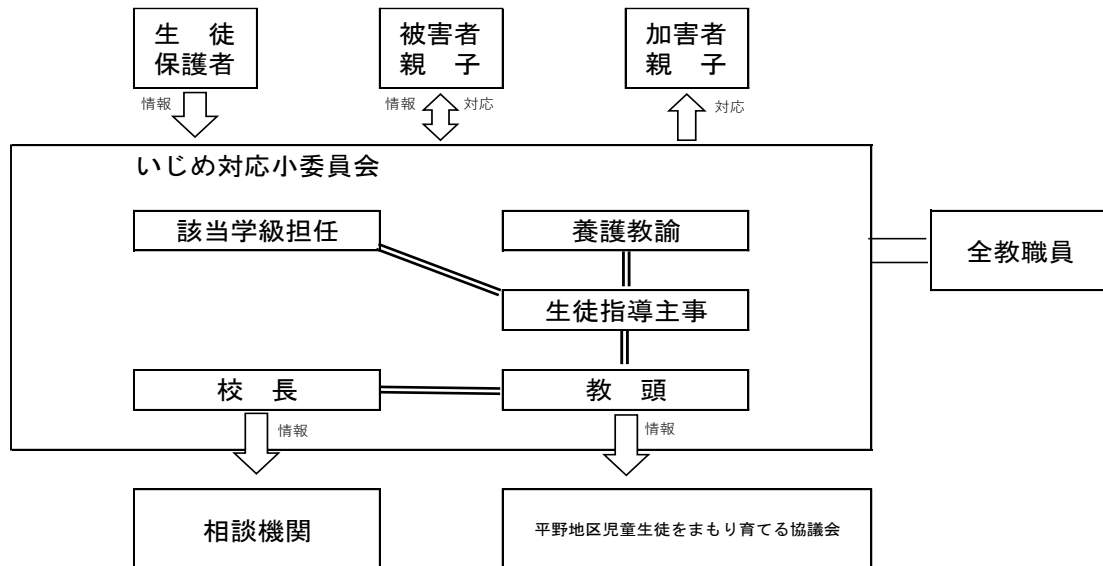
3 いじめの早期発見と組織的対応

(1) いじめの態様（インターネット上で起こる事例も含む）

いじめは大きく下の四つに分類される。

ア 言語的いじめ	…… はやし立てる、悪口、書き込み、からかい
イ 心理的精神的いじめ	…… 無視、仲間はずし、ネットいじめ、物隠し
ウ 身体的いじめ	…… 殴る、蹴飛ばす、プロレスごっこ
エ 性的ないじめ	……ズボンをめがす、トイレをのぞく

(2) 指導体制の確立



【いじめと思われる行為を発見したり情報が寄せられたりした場合の対応】

- ① すぐにいじめ対応小委員会を開催する。
- ② その後すぐにいじめ対応小委員会の情報を全教職員に提供し、体制を整える。
- ③ 指導に関しては、「いじめ問題への対応マニュアル」を参考にするとともに、いじめ対応小委員会で協議して対応する。
- ④ 相談機関は警察、県福祉総合支援センター等で、指導の協力を依頼する。

(3) 職務別の任務内容

ア 校長（校内責任者）

（未然防止）

- 「いじめは絶対に許さない」ことを教職員・生徒に徹底させるため、陣頭指揮を執る。
- 教職員に対し、いじめを防止する学校の義務の徹底を図り、いじめ問題に関してはどんな小さなことでも校長に報告するよう指示する。
- 平野地区児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応小委員会において組織的な対応について方向付けをする。
- 教育委員会、関係機関、市内の中学校及び校区内小学校との情報交換を図り、いじめを出さない学校経営に努める。
- 必要に応じて保護者との面接を行ったり、相談機関に対する依頼状に署名、捺印したりする。

（事案対処）

- 平野地区児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応小委員会において組織的な対応について方向付けをする。
- 必要に応じていじめの被害者・加害者やその保護者との面談、指導を行う。

イ 教頭（校内統括者）

（未然防止）

- 平野地区児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応小委員会における意見をまとめ、調整するとともに、各校務分掌ごとの対応状況等について指導助言する。
- 保護者や地域の人たちに対し、学校の取組を積極的に広報する。
- 保護者や地域からの意見の収集や整理を行い、必要に応じて平野中学校児童生徒をまもり育てる協議会やいじめ対応小委員会に情報を伝える。
- 生徒、教職員、保護者を対象とする研修計画の立案や講師等外部との折衝を担当する。
- 日頃から相談機関との連絡を取り、情報の交換に努める。

（事案対処）

- 平野地区児童生徒をまもり育てる協議会、いじめ対応委員会における意見をまとめ、調整するとともに、各校務分掌ごとの対応状況等について指導助言する。
- 必要に応じていじめの被害者・加害者やその保護者との面接、指導を行う。

ウ 生徒指導主事

（未然防止）

- いじめ対応小委員会を開催し、いじめの予防についての研修を行う。
- いじめの研修会を企画し、どういう学級運営をすればいじめが少なくなるか等教師の指導力の向上に努める。
- 平野地区児童生徒をまもり育てる協議会で学校の情報を伝え、事例検討を通して、学校の対応、地域・相談機関の協力体制づくりに努める。
- 生徒指導通信等を通して生徒・保護者・地域の人たちへの啓発に努める。
- いじめ生活アンケートや相談活動を通して、いじめの早期発見を図る。
- 各種研修会への参加計画について研修主任と調整する。
- 関係機関との連絡会に参加し、情報収集と協力体制の整備を図る。
- いじめについて話した資料を蓄積し、協議会などで報告する。

（事案対処）

- いじめ対応小委員会を開催し、いじめの早期対応に努める。

エ 学級担任

(未然防止)

- いじめをしそうな生徒、いじめられやすいと思われる生徒については、日頃から教育相談を行い、いじめの予防に努める。
- 学級のいじめ解消に全力で取り組む旨を生徒に宣言するとともに、いじめの構造をなくすため、集団生活の在り方を実践指導する。
- 「いじめは絶対にしない、させない、許さない」ことを日頃から学級指導などで徹底的に行う。
- 道徳や学級活動の時間を利用して、いじめ問題についての討議を積極的に行う。
- 生徒や保護者からの情報を受けやすくする工夫を常に行うとともに、休み時間なども生徒と過ごす時間を積極的に作るなど、生徒の観察を怠らない。
- エンカウターの授業を積極的に取り入れ、好ましい人間関係づくりに努める。
- いじめ生活アンケートの結果を十分検討し、継続的に教育相談を行う。年度初めや転校生があった場合はいじめが発生しやすいので、人間関係の変化に注意し、いじめ発見に努める。

(事案対処)

- いじめの訴えがあったりいじめではないかと思われたりすることがあれば、直ちに生徒指導主事を通して校長に報告する。
- いじめ対応小委員会に参如し組織的対応を考えるとともに、生徒・保護者（家庭）への対応を組織的に行う。学級担任が一人で抱え込んで対応することがないようにする。
- いじめの把握、被害者・加害者とその保護者との対応について「いじめ問題への対応」を参考にしながら適切に処理する。

オ 研修主任

(未然防止)

- いじめ問題に関する対応（実態調査、話し合いなど）のスケジュールを作成し、計画的に実践する。
- 研修の推進を行い、教職員のいじめ問題への対応力向上を図る。

カ 人権・同和教育主任

(未然防止)

- 人権委員会を中心に実態把握といじめ未然防止の活動に取り組む。
(人権集会の企画、平野中人権宣言の唱和等)

キ 生徒会担当者

(未然防止)

- 生徒会（人権委員会）を中心に、平野中人権宣言の唱和等、日頃から生徒たちがいじめに対する意識を高めるような啓発活動ができるように指導・支援をする。
- 人権集会等の学校行事において、生徒に有用感を持たせるような指導の工夫を行い、いじめが起きない学校づくりに努める。

(事案対処)

- 人権委員会を中心に問題解決に取り組む。
- 室長委員会を中心に、話し合い活動を充実させる。

ク 養護教諭・保健主事・不登校対応担当者

(未然防止)

- 生徒の「心の居場所」としての役割を果たすとともに、学校保健管理の要として心の健康に関する研修会を企画するなど、積極的に問題解決に努める。

- 生徒の心と体の健康チェックに努めるとともに、特に保健室利用者の中にいじめを受けているものがないか確認する。
- 不登校の背景にいじめがないか、生徒指導主事と協力して確認する。
(事案対処)
- いじめられた生徒の心の健康のためにアドバイスをを行う。

ケ 教科担任

(未然防止)

- 職員朝礼などで情報を収集し、授業の様子などを学級担任に伝える。
- 学習指導と生徒指導の一体化に努め、いじめの原因が生じない授業の展開に努める。
(事案対処)
- いじめではないかと感じたらすぐに学級担任に報告する。
- いじめの加害者・被害者の様子を観察し、学級担任に連絡する。

(4) インターネット上のいじめへの対応 (いじめの防止等のための基本的な方針)

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに市教育委員会及び警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) いじめ防止対策年間指導計画の策定

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、年間の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図るため、「いじめ防止対策年間指導計画」を策定する(別紙)。

4 学校におけるいじめに対する措置

(1) 事実確認・情報共有

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことに留意する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) 組織での対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対応小委員会を開催して直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

なお、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

(3) 該当生徒・保護者、周囲の生徒に対する対応

- | | |
|----------------|----------------|
| ア 被害生徒への対応 | イ 加害生徒への対応 |
| ウ 周囲の生徒への対応 | エ 被害生徒の保護者への対応 |
| オ 加害生徒の保護者への対応 | |

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担を含む対処プランを作成し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称

平野地区児童生徒をまもり育てる協議会

(2) 目的

ア 社会的に「登下校の安全確保、いじめ、不登校」が深刻になっている現状を改善するために、学校・家庭・地域社会の関係者が生徒の実態について情報交換をし、協力して問題の解決に当たる。

イ 登下校の安全確保、いじめ、不登校等、生徒指導上の緊急重要な諸問題の予防・解決・啓発活動を行い、生徒の健全育成に努める。

(3) 構成員

平野地区健全育成協議会長、地元市議会議員、平野自治会長、平野区長会長、保護司、平野体育協会会長、民生児童委員会会長、主任児童委員、平野駐在所長、少年補導委員、安全協会平野支部長、平野連絡所長、平野小学校PTA会長、平野小学校校長・教頭、平野幼稚園主任、平野中学校PTA会長、平野中学校校長・教頭、平野小学校生徒指導主事、平野中学校生徒指導主事

(4) 活動内容

- ア 登下校の安全確保、いじめ、不登校及び生徒の反社会的行動に関わる情報交換
- イ 登下校の安全確保、いじめ、不登校及び生徒の反社会的行動を防止するための対策と実践
- ウ その他、目的を達成するために必要な活動

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合

校長は速やかに市教育委員会に報告するとともに、その後の対応について指示を仰ぐ。

7 参考資料

(1) 文部科学省

- ア いじめ防止対策推進法の公布について（文部科学省、平成25年6月28日）
- イ いじめ防止基本方針の策定について（文部科学省、平成25年10月11日）
（最終改定 平成29年3月14日）

(2) 愛媛県

「愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針」の送付について
（愛媛県教育委員会、平成26年3月25日）
（改定 平成29年8月10日）

(3) 大洲市

「大洲市いじめの防止等のための基本的な方針」の送付について
（大洲市教育委員会、平成27年3月20日）
（改定 平成29年10月1日）

いじめ防止対策年間指導計画

大洲市立平野中学校

	職員会・守り育てる協議会 授業・学校行事・通信等	大人（教員・PTA・関係機関等）の取組 C=チェック				生徒自身の取組	C
		いじめ防止の取組	C	早期発見の取組	C		
4月	職員会 始業式・入学式 新入生オリエンテーション 生徒指導通信 家庭訪問	マニュアル及び配慮生徒 確認 学校長式辞（いじめは 絶対許さない）		昨年度からの引継事項 の確認 家庭訪問による情報収集			
5月	前期生徒総会	学活「いじめについて考 える」					
6月	教育相談			教育相談による情報収集			
7月	個人懇談 児童生徒をまもり育てる協議 会 学校評価 （生徒・保護者・教職員）			個人懇談による情報収集 保護者いじめアンケート 集計結果の分析・検討			
8月	出校日 いじめSTOP愛顔の子ども 会議（市）			長期休業中の状況把握 （部活動、運動会準備等）			
9月	始業式	学校長式辞（いじめは 絶対許さない）		長期休業中の状況把握 （学級指導等）			
10月	いじめに関する講演会	いじめ標語の作成（人権） 教師の標語作成・掲示					
11月	えひめいじめSTOP！ディ 教育相談	いじめ相談（教育相談）		教育相談による情報収集		いじめ（人権）集会	
12月	個人懇談 学校評価 （生徒・保護者・教職員） 終業式	いじめ（人権）作文の 作成		個人懇談による情報収集 保護者いじめアンケート 集計結果の分析・検討			
1月	始業式 児童生徒をまもり育てる協議 会 人権教育参観日・研修会 （幼小中地域合同） 学校関係者評価	学校長式辞（いじめの報 告） いじめ等を題材にした授 業、なかよし・人権集会、 講演会等		長期休業中の状況把握 集計結果の分析・検討			
2月	教育相談	いじめ相談（教育相談）		教育相談による情報収集			
3月	後期生徒総会 個人懇談 修了式			個人懇談による情報収集 保護者いじめアンケート 集計結果の分析・検討			
毎月	職員会での情報交換 学校便り・学級通信 生徒指導通信	学級担任の日記指導 いじめに関する講演会		いじめアンケート 生活状況調査（いじめ0の日）		挨拶運動、朝清掃 平野中人権宣言（いじめ0 宣言）の掲示及び唱和、 「人権の木」の設置（人権 委員会）	